

## 医薬品マスターの「金額種別」

(注) 変更部分について赤字で記載

1 金額種別とは、当該医薬品の金額計算を行うために使用する情報であり、「新又は現金額」または「旧金額」と対で使用する。

2 「新又は現金額」の「金額種別」

(1) 1：金額

「新又は現金額」に、当該医薬品の薬価が記録されていることを示す。

(2) 3：薬剤使用量省略

レセプト電算処理（歯科）システムにおいて、当該医薬品コード（歯科用のみ）の薬剤使用量の省略が可能か判断するためのフラグである。

歯科以外のレセプト電算処理システムで、当該医薬品コード（歯科用のみ）が使用された場合は算定不可とする。

(3) 7：減点

「薬剤料減点（合算薬剤料上限超）」、「薬剤料逡減（90/100）（内服薬）」及び「包括点数の治験減点分」の特殊医薬品コードに設定されており、逡減対象点数を減点するためのコードである。

「新又は現金額」には値を設定することができないので、初期値の「0.00」が設定されている。

3 「旧金額」の「金額種別」

(1) 0：「旧金額」なし

当該医薬品が新規医薬品であるため「旧金額」の記録がないことを示す。

(2) 1：金額

「旧金額」に、当該医薬品の薬価が記録されていることを示す。

(3) 3：薬剤使用量省略

レセプト電算処理（歯科）システムにおいて、当該医薬品コード（歯科用のみ）の薬剤使用量の省略が可能か判断するためのフラグである。

歯科以外のレセプト電算処理システムで、当該医薬品コード（歯科用のみ）が使用された場合は算定不可とする。

(4) 7：減点

「薬剤料減点（合算薬剤料上限）」、「薬剤料逡減（90/100）（内服薬）」及び「包括点数の治験減点分」の特殊医薬品コードに設定されており、逡減対象点数を減点するためのコードである。

「旧金額」には値を設定することができないので、初期値の「0.00」が設定されている。